

寿都湾

☆ 議会だより

No. 191 令和3年11月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会
寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和3年 第3回定例会

令和3年第3回定例会は、9月7日招集され、会期を21日までの15日間と定め、開会初日の7日は、議長の諸般報告で、越前谷由樹議員が、令和3年8月13日をもって辞職したい旨の議員辞職願を提出し、同日辞職が許可されたことが報告され、産業常任委員長の互選と議会運営委員の指名が行われました（●委員会が行われました）。また、町長の行政報告の後、令和2年度の各会計決算を除く14の案件（報告1件、同意案2件、意見案5件、条例の制定1件、条例の改正1件、単行議案1件、令和3

年度各会計補正予算3件）を審議し、延会しました。

13日は令和2年度各会計決算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された決算特別委員会（委員長＝木村眞男議員、副委員長＝沢村國昭議員）に付託した後、一般質問を行いました。

14日及び15日に決算特別委員会を開催し、付託された令和2年度各会計決算7件について審議の結果、いづれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

17日に本会議を再開し、決算特別委員会での審議に

ついでに委員長からの報告を受け、令和2年度各会計決算7件を原案のとおり可決したほか、産業常任委員会から令和3年7月9日に実施した所管事務調査の結果報告を行い、全日程を終了して閉会いたしました。

●委員会の構成

（◎委員長 ○副委員長）

産業常任 議会運営	
◎幸坂順子	◎沢村國昭
○木村親志	○木村眞男
沢村國昭	友山大信
川地正人	幸坂順子
石澤洋二	石澤洋二

※太枠が今回選任された



寿都小2年生が社会見学で議場を訪れました。



片岡春雄 町長

本年7月に各地区で開催いたしました住民説明会について報告いたします。

各地区会館、総合文化センターを会場に開催した住民説明会は、昨年9月に開催の各地区住民説明会における、「町の予算の仕組みをもう少し詳しく知りたい」といった御意見などを踏まえ、令和3年度的一般会計当初予算を軸に、私が町長に就任以降、風力発電



した。

事業による売電収入やふるさと応援寄附金事業など、歳入予算に大きな変化のあった年度を主に抜粋し、町民の皆様に分かりやすいように、歳入歳出の各項目を一般家庭の家計に見立て、それぞれの割合や特徴について、グラフを活用しながら説明をさせていただきました。

また、今年度の一般会計における主要事業については、事業の対象を各世代や産業区分ごとに分け説明させていただいたほか、人口規模が同等の自治体と比較し、予算総額が大きくなっている要因や将来に向けた財政の見通しなどについても、説明させていただいたところでございます。

あわせて、住民の皆様が関心をお持ちの地層処分事業については、不明な点や事業への不安などの声を踏まえ、昨年の住民説明会以降、新型コロナウイルスの蔓延などによる影響で御説明の機会を設けることができなかったことから、本住民説明会にN.U.M.O.の職員にも出席いただき、映像を使って説明していただきました

会場ごとの開催状況につきましては、7月1日の磯谷会館は、住民参加が11名、5日の美谷会館は9名、6日の横瀬会館は13名、7日の歌葉会館は16名、9日の湯別会館は7名、12日の榊岸会館は12名、市街地地区は2日間に分け総合文化センターで開催し、15日は13名、16日は25名となっております。合計8会場で、延べ106名の住民の皆様に参加いただいたところでございます。

参加された皆様からは、風力発電事業の売電単価を含めた今後の見通しやふるさと応援寄附金に関する現状と風評被害の有無、電源立地地域対策交付金の制度や使い道などの御質問をはじめ、財政基盤の確立を含

め、まちづくりに対する多くの御意見などをいただきました。ほか、地層処分事業に対しては、事業の安全性や対話の場の在り方、文献調査の進捗状況、住民投票の在り方などに対する御質問や多世代へ向けた勉強会の開催の要望などの御意見、御質問をいただきました。

この度の住民説明会で町民の皆様からいただいた多くの貴重な御意見などをこれらのまちづくりに活かすべく町政に取り組んでいくとともに、今後も町民の皆様と情報を共有しながら生の声を聴く機会を作ってまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

審議した案件

報告

◆令和2年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度の財政状況について監査委員の意見を付して議会に報告するもの

で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の状況にありません。実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計の繰出金の公債費相当額などが標準財政規模に占める割合）は、前年比0.9%減の12.5%で、将来負担比率（一般会計が将来に向け

て負担する地方債残高や債務の標準財政規模に占める割合）は、前年比5.6%減の27.5%で、ともに早期健全化基準を下回っております。資金不足比率は、3特別会計（簡易水道・公共下水道・風力発電）とも、資金の不足はありません。

人事案件

◆教育委員会教育長の任命の同意

・有田 千尋 氏（開進町）の任命（再任）に同意いたしました。

◆教育委員会委員の任命の同意

・山本 秀幸 氏（六条町）の任命（新任）に同意いたしました。

意見案

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

（賛成6：反対1）

◆コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

（賛成7：反対0）

◆国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

（賛成6：反対1）

◆適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

（賛成1：反対6）

◆沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

（賛成2：反対5）

条例の制定

◆寿都町過疎地域の公示による固定資産税の課税の特例に関する条例の制定

（賛成7：反対0）

過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）が失効したことに伴い、従来の固定資産税の課税の特例に関する条例も同時に失効となることから、引き続き産業振興を図ることを目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）に基づき、特例に該当する固定資産の取得等を行った場合、固定資産税を3年間免除する旨の条例を制定するものです。

条例の改正

◆寿都町手数料徴収条例の一部を改正する条例……………

（賛成7：反対0）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の規定について所要の改正を行うものです。

単行議案

◆寿都町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度〈令和7年度〉の策定……………

（賛成7：反対0）

法の目的を「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に制定され、本町も過疎地域に公示されていることから、その規定に基づき、寿都町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものです。

補正予算

◆令和3年度寿都町一般会計補正予算（第3号）……………

（賛成7：反対0）

予算総額に2千357万4千円を追加し、総額を56億1千80万7千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（町議会議員補欠選挙費） 194万7千円増
・民生費（国庫支出金等過年度分返還金ほか） 138万2千円増

・衛生費（新型コロナウイルススワクチン接種業務等委託） 521万6千円増
・土木費（移住・定住促進住宅改修工事） 1千500万円増

・教育費（教育振興基金積立金） 2万9千円増

◆令和3年度寿都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………

（賛成7：反対0）

予算総額に5万2千円を追加し、総額を5千555万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・諸支出金（過年度還付金） 5万2千円増

◆令和3年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………

（賛成7：反対0）

予算総額に1千162万6千円を追加し、総額を4億4千702万6千円とするものです。

決算審査報告書

令和2年度の一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計決算認定については、9月13日の第3回定例会において提案され、議員

全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、9月14日、15日に決算特別委員会で審議を行い、9月17日開催の第3回定例会において木村眞男委員長から「各会計とも決算を認定すべきものと決定した」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

（賛成7：反対0）

令和2年度寿都町一般会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町風力発電事業会計決算……………認定

令和2年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成7：反対0）

●補正の主なもの
・総務費（北海道自治体情報システム協議会負担金） 66万8千円増

・諸支出金（国庫支出金等過年度分返還金） 1千95万8千円増

令和2年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町風力発電事業会計決算……………認定

令和2年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

令和2年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成7：反対0）

【審査意見】

（1）一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。

（2）一般会計については、歳

出予算の執行率は96.0%であり、多岐にわたり住民生活の向上のため計画された事業は、ほぼ適正に執行されている。

額合計では、207万円と昨年度より36万円ほど減少している。税外を含めた全体の収入未済額は、昨年度より159万円減少しており、税負担の公平性と自主財源確保のため、今後とも状況分析を的確に行い積極的に収入の確保に努力されたい。

ア 町税全体で収入済額においては、対前年比で501万円の増となっており、収納率でも0.6%増の94.9%であり、ほぼ前年並の率ではあるが、努力の成果が見受けられる結果となっている。

町税に係る不納欠損額においては昨年度と比較して47万円の増となっており、152万円の不納欠損であり単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも地方税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

令和2年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

公債費の償還額は、6億3千888万円で歳出総額の10.1%を占めている。

また、北海道との共同徴収や弁護士を活用、悪質な滞納者に対しては、差押え等の強制執行処分を行って

増額となっている。今後、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められた

の納税意識の啓発に努め、徴収の強化を一層進め、財源確保に努めていただきたい。

イ 国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は1千212万円で、一般会計からの繰入れにより黒字決算となっている。

また、税外の負担金、使

保険税の収入未済額は

意見書可決 関係大臣等へ送付

第3回定例会では3件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林を進め、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。

力 公共下水道事業特別会計

計については、年度末加入率85・21%となっており、今後とも加入率の維持向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たりたい。

今後も簡易水道事業と併せて事業に対する加入者の理解を得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされるとともに、令和3年度からは、公営企業会計化により企業の経済性の発揮に努められたい。

キ 風力発電事業会計については、当年度から本格的に公営企業会計へと会計方式が移行された。

当年度の事業においても2億2千693万円の純利益を生じている。

「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」からなる発電事業は、電力買取制度等の動向を注視し、安定的収入確保と健全な経営が継続できるよう万全の体制で臨み、公営企業としての収益性を発揮していただきたい。

なお、新設中の風車2基についても計画に基づき工事執行を進められたい。

【行政に対する総括意見】

令和2年度において地方交付税は、前年度と比較して10万円の微減であった。

実質公債費比率において12.5%と前年度と比較して0.9%の微減であり、公債負担適正化計画策定基準の18%を下回っている。

将来負担比率においても27.5%と昨年度より5.6%の減少と5年続けての減少となっている。

どちらも減少傾向と捉えられるが、将来的には、実質公債費比率、将来負担比率とも上昇することが予想されるため、これらの点を十分に踏まえ、今後の事業実施に当たってより一層の財政健全化が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が本町経済にも大きな影響を及ぼしていることから、今後は、町税などの減収が見込まれるが、財源の安定確保を図りながら迅速かつ的確な支援策を講ずるよう要望する。

なお、当委員会では各委員から発言・要望のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

1千69万円で前年度より323万円減少しており、5年連続の減少で、現年分についての収納努力が伺える。しかし依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額292万円についても一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き、積極的な指導と啓発に努められたい。

被保険者の健康管理等の諸施策を多職種での協働により積極的に導入し、会計独立の原則に立ち、なお健全化に向け努力されたい。

ウ 後期高齢者医療特別会計は、高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が創設されたもので、支出のうち、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が99.4%と主なものである。

歳入全体で4千940万円となっており、そのうちの61.5%が保険料である。

収入未済額は無く、今後北海道後期高齢者医療広域連合と充分な連携を図り、適切な処理に努められたい。

エ 介護保険事業特別会計については、制度の定着が図られているものと思われ、介護サービス利用の

ニーズは高く、引き続き、制度の周知や介護サービスの啓発活動並びに介護予防を積極的に推進し、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、施設入所を求める要介護者も多いことから、次期の計画に向け、国や関係機関との連携を強められたい。

また、介護保険料の収入未済額は74万円と前年度より減少傾向で、滞納分も減少しているが不納欠損によるものが20万円であり、今後は対象者に保険制度の趣旨を理解させ、未納の解消に努められたい。

オ 簡易水道事業特別会計については、一般会計からの繰入れもあり、各種の事業は円滑に運営されている。

なお、水道使用料は、今年度は3月に打ち切り決算しており出納整理期間がないため未収額での前年比較ができない状況であるものの、健全な財政運営を図る上からも、その解消になお一層努力されたい。

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し、公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たられたい。

林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること

2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として

講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、

国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であり

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要望いたします。

1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること

3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること

4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築など

によるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること

5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること

6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること

7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること

8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している

12月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、
新型コロナウイルス感染対策のため、
手指消毒とマスク着用にご協力を
お願いします。



日程等、詳しいことは
議会事務局へ
お問い合わせください。
(TEL 62-2511)

除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること
9 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること
10 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川

改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること
11 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること
(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

ここが聞きたい

一般質問

第3回定例会での一般質問では2名の方から7項目について質問がありました。

選挙

町長選について

幸坂 順子 議員



■質問

町長選について質問いたします。

9月5日に片岡春雄後援会事務所開きが行われております。その終了後に取材に応じて、町長は、「核のごみの最終処分場選定について争点ではない」と発言したと報じられています。が、町長は、概要調査推進を公約に掲げて立候補することを表明していました。町長選挙を町民は核のごみに対する意思表示の場だと思っております。間違いなく核ごみが最大の争点となります。町長の見解を伺います。

●町長

この度の町長選挙における最大の争点が高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみになるのではとの御質問でございますが、本町では地層処分事業については、概要調査前と精密調査前に住民投票によって町民の皆様の意思を確認させていただくこととしており、しっかりと学んでいただいた上で、それぞれの段階で皆様に判断していただくことが必要であると考えているところであります。私は、今、重要視すべきは、全国的な新型コロナウイルス感染拡大の影響による、疲弊した

の漁業、水産加工業をはじめ商業、観光業など各産業をどのように立て直すかであり、町の財政基盤の強化を図り地域経済の回復に向け全力で取り組んでいかねければならないと強く感じているところであります。

■再質問

町長選についてですけれども、住民投票条例がある中で今回の選挙では、争点にはならないというお考えですけれども、財界さつぱろのインタビューに応じて、町長は、次の選挙公約には概要調査の推進を掲げたい、ここまで取り組んだ責任は最後まで取りたいと述べています。責任を最後まで取るというのはどういう意味でしょうか。町長は、住民投票条例があるといいますが、町民が望んだ住民投票条例は、町長が反対の意見を付けて議会に提出し、議会も反対多数で否決してしまいました。今ある住民投票条例は、文献調査が終わった後に行われるもので早くても来年の暮れ以降であり、しかも投票率が有権者の5割をきると開票されません。町民は、これ以上分断が続くことには

●町長

町長選挙の関係については、私は当初、概要調査までいきたいということ、この点については各メディアの方々にも当初はお話をさせていただきました。その中で、住民投票条例についても精密調査に行く際に住民投票ということで提案をさせていただきましたけれども、議会の方からの修正案で概要調査に、文献調査から概要調査へ移る際に住民投票をワンクッション入れたらどうかという修正案が出されて、その中で議会の方の賛成多数で住民投票条例が可決されました。その結果を踏まえて、今、文献調査で各勉強会、また、対話の場、まだまだこの期間の中で多くの町民の皆さんに地層処分とはどういうものなのか、ここをもっと広く知っていただいた中で住民投票に臨んでいただきたいと。ですから今の時期ではなくて概要調査前が大事になると争点だというふうに私は考えておりま

す。その中で、今回の町長選挙、住民の皆様がどのように判断されるかは、住民の皆様が判断で一票が投じられるとどのように私は理解をしているところであります。

幸坂 順子 議員

行政 核ごみ交付金について



■質問
核ごみ交付金についてです。

核のごみ問題では、昨年8月13日を含めて、突然の新聞報道で知ることが多いのですが、核ごみ交付金の配分についてもそうです。最終的には補正を組むので議会に掛かりますが、それまでは議会を通さずに進められています。町民の多くは、核ごみ交付金の配分先がなぜ4か町村なのか、金額も含めて、それは誰が決めるのかなど、疑問に思っています。丁寧な説明を求めます。

●町長

電源立地地域対策交付金につきましては、電源立地地域対策交付金交付規則及

■幸坂議員

町長選については、間違いなく核ごみが争点であるというところは間違いないことだと思えます。

び同交付金の運用についての通達により、調査に係る交付金の期間や交付限度額、所在市町村の配分額を5割以上にするなど、残額の配分については地域の実情に応じて配分できるところ、また、その配分できる範囲である隣接市町村や隣々接市町村の要件などが示されており、隣接市町村である3町村のほか、隣々接市町村については、本町からの距離などの自然的条件と住民の生活、岩内・寿都地方消防組合や岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会など、広域的な連携の経緯など本町との結びつきが強い岩内町を対象とし、北海道経済産業局、北海道を含め、去る8月4日に交付金制度について協議させていただきました。

配分の考え方については、今年度交付される10億円のうち、寿都町が6割、北海道が1割、隣接、隣々接4町村で3割とし、3億円を4町村で割った1町村当たりの配分を7千500万円とし、結果として4町村のうち交付金の配分を希望した岩内町に7千500万円の配分を決定したところであります。

本来であれば北海道が、隣接、隣々接市町村との調整を担うこととされているところではあります。北海道においては交付金の配分及び町村との調整について辞退されたことから、本町にて交付金の対象地域、配分額を決めさせていただいたところであります。

■再質問

核ごみ交付金の配分先については、寿都町も神恵内村も隣々接1町を含む4町村を指定しています。金額も7千500万円と同じです。事前の打合せがあったのでしょうか。また、隣々接については、距離とか広域連携があるところを選んだという説明がありました。が、選ばれなかった自治体に権利はあるのでしょうか。

また、当初予算で核ごみ交付金を予算に充当しておりますけれども、これは、計画書を提出しただけで、まだお金は町にはきていないというお話を担当者から伺いました。申請書を出して初めて国からお金が入るということですか。また、岩内町でも今年9月に補正を組んで予算を立てていきますけれども、これについては、計画を提出しなければならぬということと補正予算で組んだという話を伺っています。申請書を出さなければお金は入らないと。岩内には、寿都町から払うのではなく国から直接岩内に支払われるということも担当者から聞いております。では、寿都町は申請書を出すのはいつ頃になるのでしょうか。そのことについて伺います。

●町長

核のごみの交付金の関係については、神恵内村との事前打合せは行っておりません。この関係については、神恵内の方が先にこの会議が行われたことは事実であります。寿都町としてもそれに大体歩調を合わせるように8月初めに皆さんに御案内をして趣旨説明をさせていただいて、交付金の関係について説明をさせていただきます。道が調整を行うということで直接岩内の交付金には、寿都はタッチしないということですね。それで、交付金は計画書を出した段階では、まだ入らないと。寿都町もまだ計画書を出している段階で交付金は年度末に交付されるということですね。ということで町民は交付金をもらってしまうことを大変心配しております。年度末に交付されるということであれば、町長選挙の後でということなので町民にとっても、それは一つの安心材料になるかと思えます。

■幸坂議員

核ごみの交付金について

金の関係について説明をさせていただきます。道が調整も、結果として岩内町のみが交付を受けると。それから岩内町の交付金については、国から道を経由して交付されるということで申請の関係については北海道の方に提出されるというふうな何ってあります。寿都町とは直接関係はございません。また、寿都町につきましては、年度末に国から直接交付されるというふうな段階取りで、今、進めているところでもあります。

幸坂 順子 議員

行政 対話の場について



■質問

対話の場については、現在3回目が終わりで、4回目8月27日に予定されています。前回が緊急事態宣言のため延期されました。

対話の場については、公開を求めましたが受け入れられず、冒頭の挨拶と前回の振り返りとして、前回話し合われた内容がNUMOから説明されますが、その部分だけが報道に公開され、議論の場は非公開となっています。対話の場終了後、ファシリテーターとNUMOが報道陣に議論の様子を説明します。対話の場には毎回会議録が作られ、会員に配布されますが、その会議録にも非公開の部分は載せられていません。町民が一番知りたいのは、議論の

部分です。そこを町民に知らせることをNUMOに申し入れました。しかし、NUMOの回答は、「NUMOのホームページに、誰の発言かは分からないようにして、その回答も併せて載せているのでそちらを見ていただければ」というふうに言われました。町民の何人がホームページを見るでしょうか。私もいまだに見ていません。

第3回の対話の場では、

道庁からオブザーバーとして参加したいとの話があったと、後志総合振興局の産業振興部地域産業担当部長兼建設行政室参事長島正己氏が席を並べておりまして、オブザーバーについては、

会則第5条第3項で「本会は必要に応じ、合議の上、オブザーバーを参加させることができる」となっています。既に着席していて、ファシリテーターから「お認めいただけますでしょうか」と問われて、拒否する何ものも無いので、認めましたが、とても違和感を覚えました。本来議論を見届けるべきは町民ではないでしょうか。神恵内では、村民の傍聴を認めています。寿都町でも認めるべきです。第4回対話の場では、

そのことを提案いたしますが、対話の場をNOMOと共同運営する寿都町にも町民の傍聴を認めるよう強く求めます。

●町長

対話の場の公開につきましては、これまで対話の場の会則でも議論されてきましたが、公開の場では自由な議論がしにくいとの意見を踏まえ、議題の内容に応じて会員の意向を踏まえることとしており、会員の皆様が自由闊達な意見ができる環境づくりのため、報道を含む公開の方法については、会員の皆様の意向を酌んでまいりたいと考えております。

また、オブザーバーの参加につきましては、会則上「必要に応じ会員合議の上、参加させることができる」とされており、第3回目対話の場における北海道庁からの参加につきましては、会員の皆様へ対話の場の開催案内を持参した際に、北海道庁からオブザーバーとしての参加要請があったことや当日、会員の皆様に確認した上で合議が得られなければ退席いただくことなど、事前に御説明をさせていただき、北海道

へもその旨回答をさせていただいております。

第3回対話の場の冒頭でNUMOから会員皆様にオブザーバー参加の可否について諮った上で了承いただいたものでありますので理解していただきたいと思っております。

対話の内容などは、町民の皆様が地層処分事業について学んでいく上で大切な情報でありますので、広報誌や新聞等に折り込まれるNUMO作成のチラシやNUMOのホームページでの公開、また、要望があればNUMOの職員が直接出向いて地層処分事業について説明する機会を設けるなど、より一層、皆様に分かりやすく情報を提供していくとともに、NUMO交流センターの活用などについても周知してまいりたいと考えております。

■再質問

対話の場ですけれども、先ほど町長は前もって、それぞれの会員に到達している、当日も皆さんに話をしている、認めていただいたということでした。では、町民がオブザーバーとして参加したいと申し出れば、振興局の長島氏のように傍聴でき

ると理解してよろしいのでしょうか。

●町長

対話の場のオブザーバーの関係についてでございますけれども、先ほど説明したとおり皆様の合意の中でオブザーバーは入れられると。オブザーバーを対象としているのは、幅広く北海道とかそこは想定しておりますけれども、町民に關してはオブザーバーというのは想定しておりませんので、あくまでも町民の皆様については、話し合いされた内容につきましては、広報を通じても通知いたしますし、また、もっと詳しくはNUMOの方でもお話をできまして、中々多くの人がネットでのホームページ云々というの、利用されていない方は見られないと思いますので、そういう方については直接町の方に来ていただくとか、NUMOの方に聞いていただくとか、そのような形で幅広く周知をしていきたいと考えているところであります。

■再々質問

対話の場についてですけども、オブザーバーは、

町民はオブザーバーにはなれないというお話ですけれども、オブザーバーの言葉そのものは傍聴者という、そういう意味もあります。ですから町民がなれないというの、ちよつと、やはりおかしい。町民でも参加したいという意向があれば私は認めるべきだと思っております。これは対話の場でもそれを主張していきたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、核ごみの問題はいつでも突然知らされます。町長は、今一度冷静になつて町の将来を皆様とともに考えることが大切と後援会だよりのナンバーワンで述べています。冷静に話合うために文獻調査に応募する前の状態にする必要があります。町長、町長は、対話の場は核のごみの最終処分について学ぶ場だと言っております。しかし、NUMOの伊藤理事は道新のインタビューに応じて対話の場は「そこで合意形成して地層処分を進める。やめるということを決める場ではないことは押さえておいてほしい」とこう言っております。町長は、対話の場で学習し住民投票で決められるといいますが、NUMOは、

対話の場を地層処分の合意形成の場だと言っています。すでに地層処分行きの列車はレールの上を走りだしています。町長は、どのような責任を取ろうとしているのか、再度伺います。

●町長

今現在行われている対話の場につきましては、町の方から選定をさせていただいた面々で対話の場を行っている。もう一方では一般住民年齢問わずね応募、公募している中で、今現在17名ほど参加をしたいということ、この緊急事態の中で中々合議が開かれませんが、一般住民に關してはですね、そちらの方で大いに皆さんと核のごみの関係、また、まちづくりについて率直な意見交換ができればいいなというふうに考えておりますので御理解を願いたいというふうに思います。

また、NUMOとの考え方、また、私の考え方、若干の差異誤差がございます。当然NUMOについては最終処分を目的にこの事業が行われているという説明するのは当然の話でありますけれども、この調査の段階で前に進めるか進められない

いか説明会に御参加した議員の皆様方は既に御承知と
思いますけれども、概要調
査の中で、この地区がそ
れ以上に進むことができな
い要件があった場合には、
ここでストップという説明
も説明会の中で行っており
ますし、また、その調査の
中で非常に有効であると結
果が出た場合には、そこ

で、また、住民投票という
ことで町民の判断が1番の
私は決め手と。住民の代表
として私は、ストップとい
う答えが出れば、当然私は
ストップということにNU
MOの方にも申し上げます
ので御安心願いたいとい
ふふうに思います。

沢村 國昭 議員

行政 文献調査の応募を撤回すること



■質問

一般質問内容は、皆さん
方に届いていると思いま
す。

私は、最初に文献調査の
応募を撤回すること、と
いう質問をしておりまし
す。内容は、この一、二、三
四、五つまで書いてあるん
ですけれども。みんなでつ
くろう寿の都、まちの未来
へ責任、片岡春雄後援会だ
よりのこの資料あるんです
よ。これ、最初の頃は、町
長の後援会活動でいろいろ
配りながら対応してやっ
たと思うんだけど。後か
ら聞くと何か回収された
かね、私も手に入らなかつ

ごみの最終処分について知
識を学び、文献調査から概
要調査に入る際、住民投票
で賛成か反対か意思表示で
きますので御安心くださ
い、こうなってますよ。
6期目に向けての基本方針
の中に、高レベル放射性廃
棄物(核のごみ)についてつ
いていうところがあつて、二
つ目の黒ボツチに概要調査
段階では、住民投票で決定
すると、基本方針で述べて
いるんです。

まず私は、町長、昨年に
この核のごみの問題で肌感
覚で、私は、町長どう考え
ているのか分かりません
が、私は、町民の多くの反
対と議会にも政策提案しな
いで、私は、町長、勝手に
応募したっていうふうに
思ってます。このことは
許されることではないとい
うふうに思ってます。し
たがつてこれは、文献調査
の撤回をしていただきた
い。撤回しない限り、核の
ごみは止まらないんです
よ。どうやったって。なぜ
止まらないかということ
を説明をします。特定放射
性廃棄物の最終処分に関す
る法律、これは片岡寿都町
長が動かした法律ですか
ら、今まで誰も動かしてい
ません。片岡町長が動か

した法律、この法律のまず
第1条の目的には、こう書
かれてんですよ。「使用済
み燃料の再処理などを行っ
た後に生ずる特定放射性廃
棄物の最終処分を計画的
かつ確実に実施させるため
に必要な処置を講じる」。と
いうことは、核のごみを入
れるっていうことなんです
よ。町長、なんぼ上手いこ
と云ったって、これは入れ
るっていうことなんです
よ。法律がそうなんです
よ。もう一つ、前回のとき
も説明して何も答えな
かつたけど、今日は答えれ
るっていうふうに思っ
たんだけど。片岡町長、文
献調査に応募をした。応募
内容を知ってますよね。こ
の特定放射性廃棄物の第6
条の第1項に応募したん
ですよ。第1項に応募した
いうことは、概要調査の選
定をするっていうことなん
ですよ。これに応募して
るんですよ。町長。概要調
査に応募しようとしたとき
はね、6条の2項では概要
調査をしなければならな
いっていうふうになつて
るんですよ。幾ら住民投票
がどうだこうだ言ってみ
ても、法律は概要調査の選
定をしたら概要調査をしな
いってなってます。概

要調査をしたら精密まで行
きなさいって。町長、最初
のときのね、条例ではそう
言ってるよね、精密調査
まで行きたいって。後は、
処分場を造るのは、そのと
きに住んでいる皆さんが決
めればいい話だつてこう
言っているからもう、前に
進むことは事実なんです。
そういう6条、7条、8条、
9条までいって、これが法
律的には、文献調査を取り
下げない限り核のごみは止
まらないんですよ。この法
律でいくと。町長、なん
ぼ上手いこと云って、先に
進めて住民投票があるから
か言うんだけど、それはな
ってないというふう
に思います。

核のごみ止まらないかつて
いったら、町長は意を反し
ないんですよ。進めるん
ですよ、どんどん。そう
でしよう。そういうところ
について、法的な課題を
ちゃんと整理をして梶山
大臣だつて、知事又は市
町村長が反対と言え
ば先へ進まない。NUMO
もそう云っているん
だけども。ただ片岡町
長、あなたは進むん
ですよ。前に。反対と言
わないんですよ。この条
項からいったら反対
してあなたが言わ
ない限り、核のごみ
は止まらないんですよ。
このことを一つ。

それで次にね、このこと
と合わせてね4条5項
ありますよね。町長が
よく言う使っている担
保があるって言う話。
この4条5項は、紛れ
もなく町長が、知事
又は町長の意見を十分
に尊重するっていう
ふうになつてい
るんですよ。法律
は。十分に尊重する
という法律内容
はどういうこと
かというね、梶山
さんが、経産大臣
が言ってるでしょ
う。要は、知事
又は市町村長の
意に反して先に
進まない。しかし、
町長、なぜ、

町長は、町民説明会も
うだし、いろんなところ
でもそうなんだけど、核
のごみは持つてくると
言っていない。必ず
こう言うんですよ。
最近はどうか分
からないけど。つい
この前まで言っ
てたんですよ。だ
けども、核のご
みを持つてく
ると言っていない
は、3月の議
会で、町長に
質問したとき
に町長は法的
根拠はあり
ません、示
せんと言っ
ています
よ。法的根
拠の示せない
ものを町長
たるものが、
核のごみ
を持つてく
るとか、そ
んな話を
するとい
うのは、や

ばし責任者として不適格でないかというふうに思うんです。町民を騙したら駄目だ、やつぱし。

そういうことからいくと、町長は、また、アンケートで、いろいろ理屈があるんだろうけれども。あなたは、核のごみの受入れあり得るって、はつきり言っているんですよ。こんな怖いことないでしょう。そのどこに、核のごみを持ってこないとか、核のごみは大丈夫だ、一票投票、住民投票やるから大丈夫だなんて。あんだ今年の10月、来

月選挙なんだよ選挙。あなたが言うように確かに、賛成反対の投票はあるというふうに思うけれども。しかし、町民を騙してまで、勝ち負けを論ずるべきではなくて、ちゃんと法律にあった言葉を使って、そして政策化をして、対応するべきだというふうに思うんです。それで最後にこの住民投票といってるんだけど、も、法律で、知事又は市町村長の意に反して先に進まないっていうふうに書いてある。片岡町長が反対と言え核のごみ止まるんですよ。こんなに町民が、いがみ合ったり何たりしない間に、あなたがいらないう

言え、それで終わるんですよ。法律はそうなっているんですよ。この法律のとおりにならないから、あなたに皆町民も含めてね、選挙にどうなるか分からないけれども、異を唱えているんですよ。分裂、分断、いがみ合いが続いているんですよ。

したがって、町長に一言お願いがあるんですよ。この住民投票をもって反対しないとは法的には書いていないんですよ。この処分法の中に、町長が反対するときには住民投票をやって反対しなさいなんて一言も書いていないんですよ。法的根拠、町長きっちりやって責任者なんだから。やつぱり法的根拠を、申し述べてお願いしたいなというふうに。これが、私は一般質問で本当は、今回やらないつもりだったんだけど。しかし、町長のこの後援会だよ

りを見たら、やつぱし、全部を見る訳でしょう。また、活用しているような話なんだけれども。恐らく中身変わっているのかどうか分からないんだけど。また、一杯あるけど、今回は核のごみだけに絞って、これから発する課題を、ちよっと整理をしよう。こういう

ふうに思って質問していただきますので、是非、法的根拠を含めてよろしく願いをしたい。

●町長

文献調査の応募撤回についての御質問でございますが、これまでも御説明させていただいておりました

が、文献調査の応募に当たっては、平成31年4月からスタートしたエネルギー政策勉強会により、我が国のエネルギー政策において、特定放射性廃棄物処分事業が解決しなければならぬ重要な課題となつてい

ることを知り、処分事業で得られる知見が町の地盤の安全性確認に役立つ可能性、調査に伴う交付金が地域の振興発展に大きく寄与することなど、住民説明会、議会全員協議会、産業団体向け説明会などによる議論を経て、昨年10月8日開催の全員協議会の結果として、過半数の議員から町

長としての執行権と政治的判断を尊重したいとの調査応募の判断を委ねられたということから、私といたしましては、処分事業について早めに皆様に学べる機会をつくり、事業の賛成、反対は学んだ後に落ち着いて

判断していただきたいことなど、総合的な判断により応募を決定させていただいたところでございます。また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項において、経済産業大臣は概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを尊重してしなければならぬとされ、法律の解釈として、概要調査地区等とは、同法第3条第2項第2号により概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地を指しております。

このことから、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならぬの規定は、概要調査地区のみを示しているものではなく、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定まで各々適用されるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

あわせて、本町では、概要調査前と精密調査前に住民投票により町民の皆様のご意思を確認させていただくこととしておりますので、それぞれの段階で皆様に判

断していただけるよう、地層処分事業について学んでいただく機会が必要と考えているところであります。

■再質問

核ごみ問題、町長どういったつて前に進めるんだよね、概要調査で住民投票やろうやろうと言つてみたつて、文献調査から手を

下げないで、取り下げない限り、核のごみは止まらないです。どうみても。このことについて一つ答弁をお願いしたい。

●町長

私がやめつて言わないと止まらないって相当心配なさつてるようですが、ま

ず冒頭、申し上げたいのは、ここも意見の分かれるところだと思えますけれども。この核のごみは全国どこかで処分をしなければならぬというのは、議員皆さんも御存知のことだと思います。ですから、中々この一石が投じられない、どこも手が挙がらない、その中で勇気を持って寿都がやるといふことじゃなくて全国にこの議論の輪を広げるといふことが私の一番の大きな目的で、ですから、この文献調査に入ること

は、再々、沢村議員から御指摘されているように、前に進むから文献調査には最後まで行く目的なんだよと。それも理解はします。だけでも先ほどもお話し

しましたけれども、調査の中で、ここはもう無理ねつていう調査が出るかもしれない。そうならたらいくら前に行きたかつたつて、ここはもうおしまいになりますし、また、ある程度可能性があるという判断がなつたときに

は、そこで住民の皆さんとももつと議論を進めなきゃならないというふうに思います。全国で、また、手を

挙げるところが当然出てくるでしょうし、そこで本当に一番安全な確率の高いところをこれからスウェーデン、フィンランドと同じよ

うな流れに私は日本もなるべきだなと。その先頭に立つて、今、寿都町が立つてる訳でありますから町民の皆様にもその点について御理解をいただいた中で、しつかり学びながら進めさせていってほしいというふうに考えております。結果的に町民の皆さんがノーと言つたら私はノーと言うのが民主的な話でありますので、その点についても御心配なさらないで

だきたいと思います。

■再々質問

核ごみの問題で町長、やっぱしどうしても分らないのがあるんです。全国各地で必ずこれをやらなければならぬというものは、寿都町の町長、あなたが言うことではないと思うんです。国がやることだと思ふんですよ、これ。2千900名の町民が何でこれ意思を表さなきゃならぬ。これは国がやることだと思ふんです。これが1点。

も、反対がいるってことは、やっぱし町政としては、ちゃんとそれを受け止めなきゃ駄目だというふうに思ふんだ。

それから、三つ目に言った町民の皆様に不安を与えないように住民投票をやるから、概要調査に行くときに住民投票をやるからいいじゃないか。それから先ほどの答弁で、梶山大臣は、知事又は市町村長の意に反して先へ進まない、そして住民投票があるからというけど、一つ目のこの住民投票が特定放射性廃棄物の法律のどこに住民投票の内容がある訳、住民投票しなかったって、法律は、知事又は市町村長の意に反して先へ進まない、だから、あなたが反対と言えればそれで終わるんですよ。あなたが反対しないから、やっぱしこういうふうになってるんですよ。法律的にもおかしいやっぱし、このところちよつともう1回説明をお願いしたいというふうに。

●町長

町民あつての寿都町っていうのは当たり前の話でありまして、この住民投票の関係については、文献調査前に住民投票という町民か

らの意向もありましたけれども。これやはり、よく理解できない中で、ただ、反対賛成という判断は、私はいかなものかというふう

せんし、私は、民主主義の中で、この部分は、住民投票はしっかりと行つて判断するということは、大事なことだというふうに捉えております。いずれにいたしましても、ここまで進んだ中でですね、私は、住民の皆さんで、やはりまず、核のごみに対する正しい理解、これが安全か安全でないか、ここも一番大事なところでございますので、これからもしっかり機会あるごとに多くの皆さんに参加を

すから、国に言われていない、住民投票は国で何も言つてないと言つてますけども、これは国が立ち入らないということだけであつて、住民投票を国が否定している訳でもござい

に思います。せんに、私は、民主主義の中で、この部分は、住民投票はしっかりと行つて判断するということは、大事なことだというふうに捉えております。いずれにいたしましても、ここまで進んだ中でですね、私は、住民の皆さんで、やはりまず、核のごみに対する正しい理解、これが安全か安全でないか、ここも一番大事なところでございますので、これからもしっかり機会あるごとに多くの皆さんに参加を

商工 「プレミアム商品券」発行事業に 関わる説明について



沢村 國昭 議員

■質問

プレミアム商品券と全員協議会議事録の開示と次期組合財政改善計画についての質問をいたしますが、実は、これ私はんまり一般質問でやりたくなかつたんですよ。議長にも話をしたんですよ。全員協議会で全員で議論してね、全員が

やっぱしいろんな意見を討論交わして、そして先に進むと。こういうふうにしたかったんですけれども。確かに全員協議会の議題については、町部局が提出したもののやあるいは議長がこれだというふうに決めたものは全員協議会で対応できるんだけれども。私のような一議員が、この全員協議会

にこの課題で議論しようよと言つても過半数以上の議員の提案の同意が得れないと全員協議会で議論できないんですよ。したがって、そう申し入れたんだけれども、一般質問でやつてくれつていうことだから結果的に一般質問でやらざるを得ないんです。私は一般質問でしたくないんです。できれば全員協議会で議論してね、全8人の議員が、それぞれ意見を出して議論をし合つていうのが一番いいなというふうに思つたんだけれども。それはそれにして、そういう行動になつたんで、私は、質問をさせていただきます。

プレミアム商品券発行事業に関わる説明についてお願いをしたいというふうに思います。今回のプレミアム商品券発行事業の内容について説明をお願いしたいというふうに思います。

二つ目は、財源について当初予算としてなつていて。確かに5千万円あつてね、40パーセントだったなら2千万、後、事務手数料など含めれば2千100万ぐらいになるというふうに思ふんだけれども。取りあえず総額幾らぐらいなのかということをお願いしたい。それ

から、今まで議会全員協議会で、この種事業についてのは、担当部署含めてね、説明があつてやつてきたというふうに思ふんですよ。今回、説明がないんですよ。しかも、この発行事業のやつは、文章あつて、これは10月1日から完売までとなつてるんですよ。私はこれに、ちよつと違和感を持つてゐるんですよ。したがつて、是非、今回の事業は今まで担当部局で、プレミアム商品券が全員協議会に説明もしないで、この事業を進めた経過があるのかどうかということと合わせて今回説明しなかつたことの内容について、是非、説明をお願いしたいというふうに思います。

そのほかにですね、先ほどもちよつと言つたんですけど、プレミアム商品券、10月1日から完売までとなつとつて、2、3人に聞いたんですよ、住民に。そうしたら異口同音に言うんですよ。ああ、片岡町長、町長選で金で選挙の票買うんじゃねえのかつて、こう言うんですよ。この課題が出る前から、町民の何人かは、片岡は、NUMOがついてゐるから金持つて、きつと、町民に金で票を買

うよという噂もある、噂も。けどそんなことは、うちの町長はしらないと思うんだけど。思うけども。町民にそう思っている人もいるってこともあれば、私は、この10月の町長選挙始まる訳でしょう。10月1日からやるつたら、誰もが、プレミアム商品券で町長選挙の、町長の票を買うんじゃないかというふうになつたつて、それは仕方がない話だけでも。私は、そういうことの懸念があるようなことをさせたくない。私もついこの前まで町長の参謀をやつた訳だから。そんな町長ではないと思うんだよ。

たがって私は、はっきり申し上げます。10月のプレミアム券はやめて12月1日から来年の3月31日まで年末、更には冬季、そして3月までにするのは、新しく保育園とか小学校、中学校、高校あるいは卒業などでお金のかかる時期でもありますので、そういうところにあわせて要は1月一杯2月ぐらゐまでで1月31日まで終わるよりも3月31日までの2か月間をずらしてね、町民がそう思っているようなことも含めて、私は、この提案について12月1日から。

もう一度言うけど、私はプレミアム商品券が、駄目だつてことは一切言つてないんです。今までだつて、ずっとそれは地域経済の活



性化のためにやるべきだと。当然のことだと思ふんです。それは寿都の商店街も含めて、私何て、このプレミアム商品券に反対なんて一度もしたことないし、協力はしたつて、反対はしてない。今回も反対はしない。当然やるべきだ。やる実施時期が良くない。これについて、私は、是非、12月1日、こういうことを、本当はね全員協議会で議論したかつたんです。何でこんな一般質問でやらんきやならない。後で、また、回答お願いしたいと。

●町長

プレミアム商品券発行事業に関わる説明についてですが、令和3年度におけるプレミアム商品券発行事業につきましては、本年3月9日に沢村議員が委員長を務められた令和3年度予算特別委員会において事業内容を説明、審議をいただいた中で採決されたところであり、ありますが、あらためて内容を申し上げます。

事業の内容は、令和2年度に引き続き40パーセント割増で1セット1万円、一人限定3セット販売で、事業費は2千100万円、財源は全て一般財源となつてお

り、情勢により、予算の範囲内でセット数の調整は可能とされているところであります。

本事業は、寿都商工会が事業主体であり、実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延等防止措置、さらには緊急事態宣言の影響により疲弊している地域の経済状況と、商工業者・消費者の意向を踏まえ、本年度も通年どおり10月1日から一人限定4セットでの販売が予定されておりますが、本事業が商工業者全般及び消費者支援と消費拡大が図られるよう、寿都商工会と緊密に連携し、支援してまいります。

■再質問

プレミアム券について、懸念のところを。事業の成功は私も当然プレミアム券はそう思っておりますし、やつてくんだけれども。やつばし多くの町民に、そういう懸念のあるようなことだつたら別に12月1日からやつたつていいんじゃない。これを質問しておきたい。

●町長

プレミアム商品券の関

係、これは先ほども言つたとおり事業主体は商工会でありまして、町はそれに対して助成をしてるだけの話であります。特に昨年、今年、このコロナ禍の中での非常に不況下の状況で少しでも商店街、また、町民の皆様にも地域でお金を回し、ましようということ、先だつて地域振興券も皆様方

にお配りいたしましたし、時間を置かないで10月からプレミアム商品券つていうのは、昨年と同じ流れを商工会の方で考えているということ。我々が、それを決めた訳ではございませんので、その点についても御理解願いたいと思います。

沢村 國昭 議員 訴訟 全員協議会議事録の公開について



■質問

全員協議会の議事録の公開について、これは町民が知っている人もいれば知らない人もいるというふうに。要は、寿都町の公開条例について、それを開示するかしないかという内容の問題があつて寿都町の町民が訴状を出して裁判所に訴えたんです。その全員協議会の議事録を公開しないのはおかしいと。公開せよと。寿都町から、答弁書が出てくるんですよ。8月5日に8月3日か。この答弁書の内容ね、ちよつと見ると、こういうふうになつてい

るんですよ。答弁書の8ページに、これ寿都町が作成した答弁書だよ。それは弁護士かどうかわかなくても、被告は議長ですから、私も議員だつて関係のある話でしょう。被告が議長なんですよ。私も黙つていられないんですよ。この答弁書の中で証拠の提出について、こういう記載になつてんですよ。9月定例議会に合わせ

て協議の場を設け、各議員の意見聴取も得た上、議長よりその可否を得る予定であると、こういうふうだね、町の答弁書でなつていんですよ。町長、御存知ですよ。それで私は、先ほども言つたように全員協議会で

やりたいっていうのは、こういうこともあって、一般質問ではなくて全員協議会でちゃんと議論をして、訴状も含め、また、この答弁書の内容なんかも、ちゃんと議員に配って、訴状まで配ったんだから答弁書も配って、そして対応してやってくれなかったら、駄目だというふうに思うんだな。これがそうなっていることについて、是非、回答をお願いをしたい。

●町長

全員協議会議事録の公開についてお答えします。

初めに、質問内容についてであります。今月22日に予定されている裁判の第2回口頭弁論に当たり、8月3日に函館地方裁判所民事部合議係に提出されたと言われている、口頭弁論前の公表されていない答弁書を、どこでどう沢村議員が入手したのかは定かでありませんが、今回の一般質問につきましては、町を被告とした裁判に関わる質問であり、現在裁判において係争中であります。

回答に当たり、裁判係争中の案件に係る一般質問への答弁について問題ないか、今回の訴訟に係る権限

を委任した弁護士へ確認させていただきましたところ、裁判係争中の案件については、「係争中のため回答できない、との回答しかできません。」と言われましたが、第1回口頭弁論の結果等も含めて、可能な範囲でお答えしたいと考えておりますので、あらかじめ御了承願います。

原告側が裁判所への提訴に至った経過については、5月25日の全員協議会で報告しておりますので省略させていただきますが、第1回の口頭弁論は6月22日に函館地方裁判所で行われ、既に終了しております。

第1回口頭弁論の内容であります。裁判長から今後の裁判の進め方について、全国における同様な裁判事例や判例も調査し、争点を絞った中で早い段階で集中して議論を進めて、できるだけ早期の解決を図りたいとの方針が示され、原告及び寿都町としても了承した上で、第2回口頭弁論につきましては、今月22日11時から、WEBテレビ会議方式で行われることを決定し、15分程で終了いたしました。

寿都町としては、そのような裁判長の方針が示され

たことから、第2回口頭弁論以降はその方針に沿って裁判に臨み、必要と思われる関係書類等については弁護士と相談の上、速やかに裁判所に提出させていただき、早期に裁判所の判断を仰いで参りたいと考えております。

なお、初めにも申し上げましたが、現在係争中の裁判であり、一切の権限を弁護士へ委任しておりますので、これ以上は申し上げられませんが、御理解をお願いいたします。

■沢村議員

全員協議会の議事録は係争中なのは分かっています。それで係争終わり次第、また、答えが出るっていうふうに思います。それはそれで対応していきたいと。

沢村 國昭 議員

漁業

次期組合財政改善計画について



■質問

次期の組合財政改善計画、これは次期組合というのは漁業協同組合のことなんでしょう。これをちょっと対応してほしいなというふうに思うんですけども。実は前段にこのことについて、既に組合員は8月の19、2回と8月20日で磯谷、美谷それから寿都の地区含めて、これ説明会やっているので。それはそれでいいんですけども。議会にも、そのときの説明した内容など含めて、きっちりやっぱし説明をしてほし

いなというふうに思うんです。これは、ただ漁組の懇談会ではないんですよ。要するに財政改善計画を説明していただきたいというふうに思うんです。

財政改善計画を作成しなければならぬ背景と原因についてきちつとね、明示をしてほしいというふうな。恐らく、よほどの要因があつて財政健全化、財政健全の対応せないかんというふうな思っているだけども。前回ね、3月だったかな2月だったかな全員協議会で、寿都町漁業協同組合経営改善計画との関連につ

いて、きっちりこれ説明受けてんですよ。ここに説明資料あるんですけど。私もたくさん意見を申し質問もしたんですけど。この中にも、第二質問でもきちつとしようというふうな思っているんですけど。したがって寿都町に、この一連の流れの中で改善計画の要請内容というのは、あるというふうに思うんですけど。是非、それについてもお示しをいただきたというふうに。

寿都町の産業振興課の水産係っていうのもありますよね、別に責める訳ではないんですけど。それらの連携を、当然、指導、監督、協調とかいうかな一緒に盛り上げていくということも含めれば、寿都町にやっぱしそれぞれの部署があるのに、その部署がどういう形で関わっているのかというのを説明願いたい。私が聞いているのは、町長は随分理事會に出て、いろいろやっているようなんですけど。それらのことについて、また、お聞かせ願えればというふうに思います。私がいろいろ聞かしてくるのは、やっぱし不協和音もあるんですよ、どういう不協和音かというやつは、根っこは、組合員も同

一步調ではないという意識ですよ、漁協の組合員も。私は、漁協の組合員ね、再建するのには、一致していくというふうな思っているけれども。その再建する過程においての状況が、どういうことかというのは、ちゃんとやっていただきたいというふうに。というのは、このいろいろ聞く中においては、不正みたいなものや犯罪みたいなものなども、ちらちら聞こえるんですよ。本当かどうか分かりません。調査したら怖いからやめます。やって、そんなの出たら大変な話だし。

それから、この春に財政改善計画を出しているいろいろな議論して第一の1千570万からね、そして財政の年2千万なのか1千万なのかよく分からないんだけど。その補助金も出して更に第3回目は漁協の組合員の6パーセントの手数料も、年間9億の水揚げがあつたとして9億で2パーセント、6パーセント今取っている手数料、2パーセントにする1千800万も補填しているんですよ。こんなに補填をしているのに、状況を聞くと寿都町は誰が責任を持ったかどうか分からないけれども。年間



4千万で5年間、支援をするというふうな約束をした人がいるんですよ、というふうな聞こえてるんですよ。それはそれで責任者がやることだからいいと思うんじゃないでしょうか。

しかし、そういうことも含めると、私はちゃんと全員協議会や、あるいは議会にちゃんと提案をして、いろいろ私も言っているんだけれども、最後に、私は、漁協を再建することに全力を上げたいと。これ要は、寿都町の漁協を、漁業者が中心としてこの町を、漁協を潰すって訳にはいかなんですよ。特に寿都町は、

今までもこれ基幹産業の漁業で、寿都町を盛り立ててきたんですよ。これからだつてそこを基軸にして、この寿都町の産業経済を発展させていかなきゃならないんですよ。その漁業協同組合を潰す訳にはいかなんですよ。しかし、これらの財政再建と、また、これらに至った経過、背景をみると、黙ってはいられないんですよ。ここに、今、木

村議員もいるけれど、その前のときだつて、第1回目やつぱし財政再建計画だつて大きなやつぱし組合員も含めて、身分の低下も含めてやってきた訳ですよ。今回、2回目なんですよ。そして今度の財政再建のやつは三度目なんですよ。これの原因究明をちゃんとしなないと、また、4回目、5回目と出てくるんですよ。私、この春のときも言ったでしょう。これをちゃんとしないと、またぞろ、その財政再建の道で、これが出てくるよと。こういうふうに言っているんだけれども。何かしらそれが収まっていない。

以上、取りあえず1回目の質問終わらせていただきたいというふうに町長よろしくお願いいたします。

●町長

漁協の財政改善計画についてですが、経緯について説明いたします。

本年2月9日開催の全員協議会において、漁協の経営改善計画の概要を説明しておりますが、具体的な内容といしましては、漁獲量の低迷やコロナ禍による単価の下落、販売不振等により平成30年度から生じていた欠損金は、令和2年度末で繰越欠損金約2千700万円が見込まれ、令和3年度から令和5年度までの3か年において、事務事業の見直し及び直販事業収益増などの改善と、町から年2千円を令和3年度から2年間の支援により繰越欠損金を解消するものであります。

その後、令和2年度決算の確定に際し、精査した結果、単年度収支の赤字が増加し、繰越欠損金は4千円を超え、令和2年度、系統及び北海道から、繰越欠損金の解消には、新たに令和4年から令和8年までの5か年での経営改善計画を策定する必要があるとの指導を受け、本年4月に役員新体制の下、計画の策定に取り組んでおります。

計画の策定に当たっては、系統及び北海道の現地指導のほか、逐次理事会において、内容を検討・確認しており、計画の目的がたつたことから、8月10日に町の方に経営改善計画の概要説明と緊急支援対策支援の要請がございました。

内容につきましては、漁協の厳しい経営の現状、収支改善等の取組み、信用事業の在り方などについてであり、受益者負担などの収支改善努力を行っても不足する財源について、令和4年度から5年間、町の支援を要望するもので、計画期間中に更なる収支改善に向けた直販事業等の取組みを強化し、支援の圧縮に努めることとしております。

町といましては、水場の減少やコロナ禍における組合員・漁業者の所得減、コスト上昇などによる現状と、今後も厳しい状況が続くことが見込まれることから、支援について前向きに検討することとし、経営改善計画についても、組合員の理解の下、今後、議会と協議していくと伝えているところであります。

漁協では、8月19、20日の2日間にわたり、寿都・歌棄・磯谷地区において、

経営改善計画について組合員に説明、8月30日開催の臨時総会において、経営改善計画が承認されております。

担当である産業振興課水産係との連携につきまして、経営改善計画の策定、検証を含め、各種水産振興施策に当たり、漁協を窓口として関係機関等と緊密に連携し適正に業務を遂行しており、今後も継続してまいります。

また、沢村議員が懸念する不況和音などにつきましては、状況把握ができていないことから、お答えできないところであります。

町といましては、今後、漁協が行う改善計画の実施状況を見極めて、組織の健全化に向けた一層の努力を促すとともに、必要な支援について、議会と協議しながら行つてまいりたいと考えております。

■再質問

次期組合の財政関係につきまして、町長、やつぱしいろいろ入って一杯情報持つてる。そして私の救われるのは、これからも議会に説明をして、議会と協議をしてつていうことだから救われてるんだだけ。これ

で終わったら大変かなと思つたんだけど。議会でするっていうことだから。是非、今、町長が申し上げたようなことを、是非、全員協議会で早めに説明をしていただいて、内容の共有を図りたい。私が一番安心したのは、やつぱし不協和音でいろんなことがないよつていうことが、もうほつとして安心しているんですよ。こんなことがあつたら大変だから。それがありません。

したがって私は、何回も言うけど、これからも、やつぱし漁協は、誰がみたつて潰す訳にはいかなんですよ。だけど、町長、仮に今また説明が経費のことも含めて、補助金がどうかつていうことも含めて、私が言っている4千万ずつね、5年間かけてつていうことがあると、約2億円、それからこの春にもね、やつぱし5千万以上の金、今年と来年が入つてくというふうになれば、極端に言うところ、生まれた子どもから百歳を超えた、お年寄りまで入れて一人頭10万弱なんですよ。これだけ掛かつて組合の財政を、協力していくんですよ。私もそれは、組合員やいろんな住民から言わ

れたら、漁協を潰す訳には
いかない、こういうふう
に訴えていきます。この再
建には、全力を挙げたい
というふうに思っています。
しかし、やっぱり町民の合
意だってね、一人10万弱の
補填だったら皆びつくりす
ると思うんだよ。それが
やっぱり議会だとか、漁協
だとか、あるいは町長、そ
う言ってるかも知れない
けど。これからも恐らく議
会に組合長やいろんな人が
来てお願いにあがるとは思
うんだけど。やっぱりし
そういう取組みも、また、
一方では、これこそ住民説
明会を開いてちゃんと、一
人頭10万もやっぱり協力し
てもらおうという財政補填の
問題があれば、当然、議会
を入れるのは核のごみの問
題どころではないんです
よ、これ。やっぱり住民が
一枚岩になって、やっぱり
漁協の再建に立ち向かわな
かったら、町長が一人で
やれる話ではないんです
よ。そういうことも含めて
ちよっと二次質問させてい
ただきたい。

●町長

組合の関係についてであ
りますけれども、本当に非
常に重たい話でありまし

て、税金を投入する訳であ
りますから、しっかりと議員
の皆様方とこれから煮詰め
ていきたいと思えますし、
今まで昨年、漁協に支援し
た中身については、コロナ
禍の魚価安、その魚価安に
対して支援をいたしました。

そして今年、個人、漁師
の皆様方、個々の所得がや
はり水揚げ減、また、単価
減ということで個人所得が
落ちてるマイナスな点につ
いて2パーセント支援した
と。今まで商工会含めて
ずっと商工業者の支援をさ
せていただいております
けれども、遅ればせながら
漁協の組合員に対しても商
工会と同様そういうマイ
ナス所得の部分の支援をさ
せていただきました。

これからは漁協の再建の
部分、当初、春に議員の皆
様方と協議をした内容か
ら、更に悪化してるとい
うことで、ここもうちよ
つとこれからしっかりと精査を
しながら、また、プラスの
販売を少しでも促進して利
益を上げることと、両立
でいかなければですね、た
だマイナスに埋めるだけ
では、私は、沢村議員のお
っしゃる、これからもまだ心
配されるんじゃないかとい

う懸念もございますので、
攻める部分、また、改善す
る部分合わせて議会の皆様
方と協議をして、万全の体
制で取り組んでいきたいと
考えておりますので御理解
願いたいと思います。

■沢村議員

漁組の問題は、これから、
もう2回も3回も、議会と
協議をしてということ提
案がありますんで、内容的
にはそこに集約をして、こ
れから議論をしていき
たいなというふうに思
っておりますから、これはこれ
で、議長、いいですねこれ
で、議会でやる仕事だから。
全員協議会でやるってこと
だから、いいね。



【産業常任委員会所管事務調査を実施】

第2回定例会において承認された、産業常任委員会の町内所管事務調査を7月9日に開催し、令和2年度実施の町内建築工事箇所等について、町担当者出席のもと現地において調査を行い、工事施工状況は良好と確認いたしました。

◆調査箇所

- 1) 風車建設工事〔樽岸町浜中〕
- 2) 橋本家土蔵整備工事及び橋本家外構工事〔歌棄町有戸〕
- 3) 寿都町葬斎場建設工事〔湯別町下湯別〕
- 4) 定住促進住宅整備工事〔新栄町〕
- 5) 寿都診療所病児保育施設建設工事〔渡島町〕



橋本家土蔵及び外構工事



定住促進住宅整備工事



寿都町葬斎場建設工事



寿都診療所病児保育施設建設工事

7 月

27日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

8 月

5～6日 令和 2 年度分決算審査 (木村親志監査委員)

令和 2 年度基金の運用状況の審査 (木村親志監査委員)

令和 2 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査 (木村親志監査委員)

令和 3 年度定例監査 (木村親志監査委員)

23日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

9 月

2日 議会運営委員会

(沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、石澤委員、小西議長)

7日 第 3 回定例会 (1 日目) ・全員協議会

13日 第 3 回定例会 (2 日目) ・決算特別委員会設置

14～15日 決算特別委員会

17日 第 3 回定例会 (3 日目)

22日 尻別風力発電所運開式 (蘭越町 小西議長)

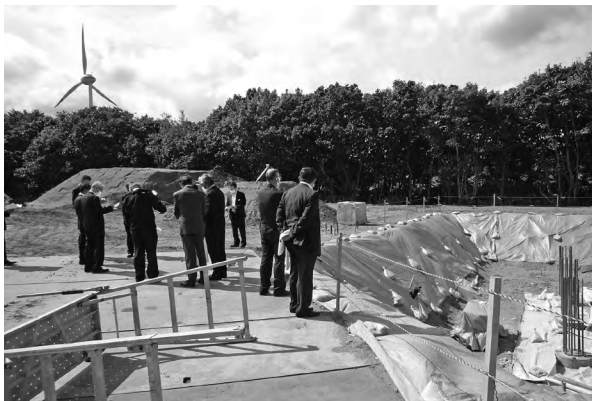
28日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

10 月

12日 寿都町功労者表彰審議委員会 (小西議長)

20日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

25日 後志教育研修センター組合議会定例会 (倶知安町 沢村議員)



新設中の風力発電所建設現地視察